

特279-504



2

郵政法規類集

郵便編

上卷附錄

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4

始



特279 693.1
504 Y99
2



C

郵政法規類集
郵便編上卷附錄

圖案文字入通信日附印
特殊通信日附印
郵便紀念切手類及郵便葉書類



郵政官房文書課

8103

◀ 郵便編上巻附録加除一覽表 ▶

第十二号	第十一号	第十号	第九号	第八号	第七号	第六号	第五号	第四号	第三号	第二号	第一号	台本	訂正書号数	内容	現行年月日	加除者														
昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	昭和二十四年十二月五日	改刷	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	昭和二十四年十二月五日	改刷	加除者		
日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行																		
第二十五号	第二十四号	第二十三号	第二十二号	第二十一号	第二十号	第十九号	第十八号	第十七号	第十六号	第十五号	第十四号	第十三号	第十二号	第十一号	第十号	第九号	第八号	第七号	第六号	第五号	第四号	第三号	第二号	第一号	台本	訂正書号数	内容	現行年月日	加除者	
昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	昭和二十四年十二月五日	改刷	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	昭和二十四年十二月五日	改刷	加除者		
日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行	日現行				



郵政法規類集

郵便編上巻附録

はしがき

- 一、本書は郵政省の新発足を契機として、昭和二十四年六月一日以降の圖案文字入通信日附印、特殊通信日附印並びに記念切手類葉書類を集録せるものである。
- 二、本書は昭和二十四年十二月五日現在により刊行したが、同日以降のものは逐次追補のこゝとする。
- 三、圖案文字入通信日附印は「使用に期間あるもの」「使用に期間なきもの」及び特殊通信日附印またその他のものは切手類と葉書類とに分けた。

昭和二十四年十二月

郵政大臣官房文書課

郵政法規類集

郵便編上卷附録

概目

第一編	關係告示等	一頁
第二編	圖案文字入通信日附印	三
第一類	使用に期間あるもの	三
第二類	使用に期間なきもの	二九
第三編	特殊通信日附印	三七
第四編	郵便記念切手類	五九
第五編	郵便葉書類	六九

關係告示等

郵政法規類集

郵便編上卷附録

細目

第一編 関係告示等

- 図案文字ヲ挿入スル通信日附印使用ノ件……………昭和六年七月七日 告示第一四〇〇号……………一頁
- 特殊通信日附印使用ノ件……………大正九年七月二十三日 郵第二五〇三号……………二頁
- 特殊日附印等ニ使用スル肉色……………大正八年四月七日 告……………三頁

第二編 圖案文字入通信日附印

第一類 使用に期間あるもの

- 告示第二百九十五號(昭和二四、六) 静岡浜松間電化完成記念……………三頁
- 告示第九號(昭和二四、六) 三條市制施行十五周年記念……………三頁
- 告示第十二號(昭和二四、六) 國營競馬第一回優勝競走記念……………三頁
- 告示第十九號(昭和二四、六) 名古屋郵便友の会発会記念……………三頁
- 告示第十九號(昭和二四、六) 通信文化展覽会記念……………四頁
- 告示第十九號(昭和二四、六) ポスターとスタンプ祭記念……………四頁

細目 關係告示等 圖案文字入通信日附印 使用に期間あるもの

○告示第三十號(昭和二四、六) 全日本農機具大博覽會記念……………四

神戸市制施行六十周年記念……………四

○告示第四十號(昭和二四、六) 小樽郵便切手の展覽會記念……………四

岐阜納涼博覽會記念……………四

○告示第五十三號(昭和二四、七) 野馬追祭記念……………五

横濱賀趣味の切手展覽會記念……………五

秋田市制六十周年記念……………五

敦賀開港五十周年記念……………五

○告示第五十九號(昭和二四、七) 山形市制六十周年記念……………五

札幌市制創建八十周年自治五十周年記念……………五

出羽三山五年御縁年記念……………六

○告示第六十號(昭和二四、七) 函館港まつり郵便切手展覽會記念……………六

和歌山市制施行六十周年記念……………六

第三回マツタアサ元師杯庭球卓球競技大会……………六

記念……………六

○告示第六十一號(昭和二四、七) 福井郵便局新築落成切手趣味展覽會記念……………六

北見郵便切手展覽會記念……………六

津島趣味の切手展覽會記念……………七

第二回全國勤勞者陸上競技大会記念……………七

○告示第六十五號(昭和二四、七) 岐阜郵便友の会発會式記念……………七

富山市制六十周年復興五年記念……………七

小樽開港五十周年記念……………七

○告示第七十號(昭和二四、七) 白秋記念碑除幕式記念、城ヶ島燈台八十年記念……………七

帯廣切手趣味展覽會記念……………八

○告示第七十三號(昭和二四、七) 日本學生陸上競技対校選手權大会記念……………八

○告示第七十五號(昭和二四、七) 中間郵便局新築落成祝賀展覽會記念……………八

七尾開港五十周年記念……………八

○告示第八十二號(昭和二四、七) ……八

波浮港開港百五十周年記念……………八

○告示第九十七號(昭和二四、七) 長岡復興四周年記念……………八

富士山の切手展記念……………九

留萌港まつり郵便切手展覽會記念……………九

○告示第一百二號(昭和二四、八) 清水開港五十周年、市制二十五周年記念……………九

○告示第一百十號(昭和二四、八) 廣島平和切手展覽會記念……………九

○告示第一百一十一號(昭和二四、八) 全日本學生ヨット選手權大会記念……………九

○告示第一百十六號(昭和二四、八) 昭和二十四年度全國高校選抜野球選手權大会記念……………九

○告示第一百二十五號(昭和二四、八) 綠蔭子供會記念……………一〇

東京みなと祭記念……………一〇

新潟市制施行六十周年記念……………一〇

登呂遺跡発掘記念……………一〇

○告示第二百二十八號(昭和二四、八) 學生切手コンクール記念……………一〇

小千谷町制施行六十周年局舎新築通信文化展記念……………一〇

○告示第三百一十一號(昭和二四、八) 第三十三回日本競技選手權大会記念……………一一

○告示第三百三十六號(昭和二四、八) 全國高等學生相模大会記念……………一一

島原郵便局新築落成切手趣味展覽會記念……………一一

○告示第三百四十二號(昭和二四、八) 小田原競輪大会記念……………一一

津郵便友の会発會式記念……………一一

○告示第三百四十四號(昭和二四、八) 日立市制十周年記念……………一一

○告示第三百五十九號(昭和二四、九) 弘前市制六十周年東北七縣北海道物産共進會記念……………一二

美濃八幡町制施行六十周年記念……………一二

○告示第三百六十一號(昭和二四、九) ……一二

甲府市制施行六十周年体育祭記念	一一二
熊本郵便局新築落成切手展覽會記念	一一二
阿蘇國立公園指定十五周年記念	一一二
○告示第百六十六號(昭和二四、九)	一一二
東京趣味の切手文化展記念	一一二
名古屋市制六十周年記念	一一三
佐賀市制六十周年記念	一一三
戸畑市制二十五周年記念	一一三
○告示第百七十二號(昭和二四、九)	一一三
岐阜揖斐町制施行六十周年記念	一一三
○告示第百六十一號(昭和二四、九)	一一三
四日市趣味の郵便切手展覽會	一一三
郡山市制二十五周年記念	一一三
○告示第百八十一號(昭和二四、一〇)	一一三
瀬戸市制二十周年記念	一一四
京都郵便友の会発會記念	一一四
○告示第百七十八號(昭和二四、九)	一一四
堺自轉車祭記念	一一四
美幌切手趣味の展覽會記念	一一四

○告示第百九十三號(昭和二四、一〇)	一一四
加古川町制六十周年記念	一一四
東國杯競技大会記念	一一四
萬國郵便連合七十五年郵便切手展示會記念	一一五
三阿蘇産業振興博覽會記念	一一五
芭蕉祭記念	一一五
菊人形と文化展全國農機具展記念	一一五
○告示第百九十八號(昭和二四、一〇)	一一五
甲府市制六十周年記念	一一五
八幡浜みなと祭切手展記念	一一五
○告示第百三三號(昭和二四、一〇)	一一五
廣島郵便友の会発會記念	一一六
高松同	一一六
松江同	一一六
○告示第百二十八號(昭和二四、一〇)	一一六
神戸港まつり記念	一一六
尼崎産業復興祭記念	一一六
熊本郵便友の会発會記念	一一六
岩手蚕糸復興共進會記念	一一七

松山郵便友の会発會記念……………一七
高知同……………一七

○告示第百二十九號(昭和二四、一〇)	一七
山田郵便週間記念趣味の切手展記念	一七
鎌倉市制施行十周年記念	一七
徳島友の会発會記念	一七
鶴町郵便早わかり展記念	一八
世界を結ぶ郵便展記念	一八
○告示第百二十五號(昭和二四、一一)	一八
学生切手コンクール、郵便週間切手展覽會記念	一八
前島密遺品展、郵便週間切手展学生切手コン	一八
クール記念	一八
姫路郵便友の会発會記念	一八
両宮鳴尾産業復興祭記念	一八
青森縣産業振興共進會記念	一九
高野長英百年祭町制六十周年記念	一九
○告示第百二十六號(昭和二四、一一)	一九
福島縣産業復興博覽會記念	一九
明石市制施行三十周年記念	一九

郵政事業博覽會記念、横手局舎新築落成記念……………一九
館山市制十周年記念……………一九

市川市制十五周年記念	一九
○告示第百三十一號(昭和二四、一一)	一九
郵便友の会全國大会記念	一九
東海郵便運盟結成記念切手展	一九
宮山趣味の切手展覽會記念	一九
もみじ祭記念	一九
早稲田祭記念郵便切手の展覽會	一九
○告示第百三十二號(昭和二四、一一)	一九
下松市制十周年記念	一九
鹿兒島市制六十周年記念	一九
直江津郵便切手展覽會記念	一九
趣味の文化切手展覽會記念	一九
半田文化祭趣味の切手展覽會記念	一九
学生郵便切手文化展覽會記念	一九
○告示第百三十五號(昭和二四、一一)	一九
秋田縣種苗交換會記念	一九
全國學生相撲大会記念	一九

福岡郵便友の会発会記念	二二二
高山同	二二二
松坂綜合グラウンド竣工記念陸上競技大会記念	二二二
○告示第三百三十七號	二二三
岡崎切手趣味展覽會記念	二二三
青山学院創立七十五周年記念切手展	二二三
一宮趣味の切手展覽會記念	二二三
○告示第二百三十八號	二二三
福岡市制六十周年記念	二二三
阿蘇國立公園指定十五周年記念	二二三
世界を結ぶ郵便展記念	二二三
東京産業振興共進會記念	二二三
宇和島郵便切手展示會記念	二二四
三島郵便友の會發會記念	二二四
○告示第二百五十二號	二二四
大船渡臨線港開港記念	二二四
岡崎郵便友の會發會記念	二二四
春日井郵便局改築移轉切手趣味展覽會記念	二二四
佐用姫まつり記念	二二四

○告示第二百五十八號(昭和二四、一一、二九)	二二五
足立切手趣味展覽會記念	二二五
静岡郵便友の會發會記念	二二五
岐阜公民館落成記念趣味の切手展	二二五
宝塚國營第一回阪神競馬記念	二二五
○告示第二百六十四號(昭和二四、一一、二二)	二二五
デッカー司令官胸像除幕式記念	二二五
武藏松山觀光まつり記念	二二五
徳島切手展覽會記念	二二六
○告示第二百六十七號(昭和二四、一一、七)	二二六
大津郵便友の會發會記念	二二六
奈良郵便友の會發會記念	二二六
大阪郵便友の會發會記念	二二六
三木町制六十周年記念	二二六
趣味の切手展覽會記念(挙母)	二二六
全日本硬式卓球選手権大会記念	二二七
郵便友の會發會記念(神戸中央)	二二七
(郵便友の會發會記念(和歌山))	二二七
趣味の切手展記念(高知)	二二七

第二類 使用に期間なきもの

○告示第三二號(昭和二四、六、二二)	二二九		
局名	昭和	使用開始月日	頁
湯河原(神奈川県)	二四、六、一五	二二九	二九
上高地(長野)	二四、六、一五	二二九	二九
東舞鶴(京都)	二四、六、一五	二二九	二九
○告示第四一號(昭和二四、六、二五)	二二九		
伊東(静岡)	二四、七、一	二二九	二九
高岡(富山)	二四、七、一	二二九	二九
福知山(京都)	二四、七、一	二二九	二九
○告示第一一二號(昭和二四、八、一一)	二二九		
土浦(茨城)	二四、八、一〇	二二九	三〇
旗幟(岐阜)	二四、八、一〇	二二九	三〇
観音寺(香川)	二四、八、一〇	二二九	三〇
○告示第一八二號(昭和二四、一〇、三三)	二二九		
足立(東京)	二四、八、一〇	二二九	三〇
市川(千葉)	二四、八、一〇	二二九	三〇
館山(千葉)	二四、八、一〇	二二九	三〇
小川(栃木)	二四、八、一〇	二二九	三〇

身延(山梨)	二二二
大牟田(福岡)	二二二
黒木(福岡)	二二二
臼杵(大分)	二二二
由布院(大分)	二二二
日向青島(宮崎)	二二三
洞爺温泉(胆振)	二二三
○告示第二五九號(昭和二四、一一、三〇)	二二三
佐野(栃木)	二二四
多賀(茨城)	二二四
白浜(和歌山)	二二四
宮津(京都)	二二四
天橋立(京都)	二二四
○告示第二六八號(昭和二四、一一、八)	二二四
深谷(埼玉)	二二五
立川(東京)	二二五
藤沢(神奈川県)	二二五
中京(京都)	二二五

第三編 特殊通信日附印

○中央氣象台創立七十五年記念	告示第二七五号(昭和二四、五、二五)	三七頁
○郵政省及び電氣通信省設置記念	告示第二八二号(昭和二四、五、二七)	三八
○船員法施行五十周年記念	告示第七六号(昭和二四、七、二〇)	三九
○働く婦人の福祉増進運動記念	告示第九三号(昭和二四、七、二八)	四〇
○廣島平和記念都市建設記念	告示第一〇四号(昭和二四、八、三)	四一
○長崎國際文化都市建設記念	告示第一〇八号(昭和二四、八、四)	四二
○第四回國民体育大会記念(水泳競技)	告示第一五八号(昭和二四、九、一四)	四三
○全日本ボリースカウト大会記念	告示第一六三号(昭和二四、九、一九)	四四
○新聞週間記念	告示第一七四号(昭和二四、九、二八)	四五
○郵便貯金一千億円到達記念	告示第一八五号(昭和二四、一〇、四)	四六
○万国郵便連合七十五年記念	告示第一九一号(昭和二四、一〇、八)	四七
○工業技術振興運動記念	告示第二〇〇号(昭和二四、一〇、一四)	四八
○緯度觀測創立五十周年記念	告示第二一二号(昭和二四、一〇、二五)	四九
○讀書週間記念	告示第二一二号(昭和二四、一〇、二六)	五〇
○第四回國民体育大会記念(陸上競技)	告示第二一五号(昭和二四、一〇、二七)	五一
○教育委員会創立一週年記念	告示第二一六号(昭和二四、一〇、二八)	五二
○郵便週間記念	告示第二二一号(昭和二四、一〇、三一)	五三

○最高裁判所廳舎落成記念	告示第二三三三号(昭和二四、一一、一四)	五四
○青少年の保護育成運動記念	告示第二三三四号(昭和二四、一一、一四)	五五
○雇用強調旬間記念	告示第二四六号(昭和二四、一一、二一)	五六
○日米郵便爲替業務再開記念	告示第三五六号(昭和二四、一一、二八)	五七

第四編 郵便記念切手類

○告示第二七四號(昭和二四、五、二五)	中央氣象台創立七十五年記念	五九頁
八 円		
○告示第二八一號(昭和二四、五、二七)	郵政省及び電氣通信省設置記念	五九
八 円		
○告示第七二號(昭和二四、七、一五)	富士箱根國立公園記念	五九
二 円		
八 円		
十四 円		
二十四 円		
○告示第一〇三號(昭和二四、八、三)	廣島平和記念都市建設記念	六〇
八 円		
○告示第一〇七號(昭和二四、八、四)	長崎國際文化都市建設記念	六〇
八 円		
○告示第一五七號(二四、九、一四)	第四回國民体育大会記念(水泳競技)	六一
八 円		
○告示第一六二號(昭和二四、九、一九)	全日本ボリースカウト大会記念	六一
八 円		



第一編 關係告示等

● 凶文字ヲ挿入セル通信日附印使用ノ件

昭和六年七月七日
告示第千四百号

郵便官署ニ於テハ明治四十二年^{十二}月^{十二}通信省告示第千三百八十六号ニ依ルモノノ外各地ニ於ケル公ノ式事、催物又ハ名所史蹟等ニ因メル凶案文字ヲ挿入シタル通信日附印ヲ使用ス(改正年月号)
其ノ使用方法、使用局所並形式等左ノ如シ

一、使用方法

料金ヲ完納シタル書狀印刷書狀並ニ通常葉書及往復葉書往信ノ際ニ在リテハ返信部ヲ除クニシテ裏面全部又ハ大部分ニ絵画、写真、書、図、印影等ヲ現出シタルモノノ引受ニ使用ス但シ其ノ希望ヲ以テ郵便局所ノ窓口ニ差出シタルモノニ限ル

政府発行ノ郵便葉書並ニ記念ノ目的ヲ以テ貼付シタ二銭以上ノ郵便切手ニ対シ消印ノ需ニ應ズ

○ 大阪通信局照会(昭和八年四月十八日郵務局回答(四月十八日))

風景入通信日附印使用局周知宣傳ノ目的ヲ以テ使用局相互間ニ切手無貼付ノ白紙ニ風景入通信日附印影ヲ押捺送付方照会スル向アルモ右ハ押捺シ得ザル義トス

二、使用局所、形式、使用期間又ハ使用開始年月日

使用ニ期間アルモノ
使用ニ期間ナキモノ

三、使用肉汁ハ褐色トス

一篇 關係告示等

一篇 関係告示等

○特殊日附印等ニ使用スル肉色

大正九年七月二十三日
郵第二五〇三号 通牒

各通信局長、各在外局長

特殊日附印使用ノ際ハ其ノ都度使用範圍等告示セララルル処往々之ヲ告示以外ノ郵便物ニ使用スル向アリテ公衆ヨリ取扱不統一ヲ指示セララルル場合モアリ其ノ他種々ノ不都合ヲ生スルニ付左記事項注意ノ上右様ノ事故ナキ様嚴重取締ア

一、郵便物ノ種類ヲ限リタル場合ニハ該種類以外ノ郵便物ニハ絶対ニ使用セザルコト

二、郵便検査書ニ限リタル場合ニ於テ通常検査書ニ簡單ナル圖章又ハ其他ノ鉛筆圖ヲ描出シタルモノノ如キハ検査書トシテ取扱ハサルコト

三、当局ヨリ肉汁ヲ交付シタル場合ニハ所定肉色以外代用品ハ絶対ニ使用セザルコト

○特殊日附印使用ノ件

大正八年四月七日
告知

特殊日附印、替入日附印又ハ日附印押印機械試験用等ニハ印刷局製肉色肉汁又紫色日附印ニハ印刷局製紫色肉汁(藍鼠色)使用スルコトアルヘシ

圖案文字入通信日附印

使用に期間あるもの

一篇 関係告示等

○特殊日附印等ニ使用スル肉色 大正九年七月二十三日
郵政二五〇三号通業

各通信局長、各在外局長

特殊日附印使用ノ際ハ其ノ都度使用範圍等告示セラルル外之ヲ告示以外ノ郵便物ニ使用スル向アリテ公衆ヨリ取扱不統一ヲ指示セラルル場合モアリ共ノ他種々ノ不都合ヲ生スルニ付左記事項注意ノ上右様ノ事故ナキ様嚴重取締ヲ

- 一、郵便物ノ種類ヲ限リタル場合ニハ該種類以外ノ郵便物ニハ絶対ニ使用セザルコト
- 二、郵便検査書ニ限リタル場合ニ於テ通常検査書ニ簡單ナル図章又ハ其他ノ鉛筆画ヲ描出シタルモノノ如キハ検査書トシテ取扱ハサ
ルコト
- 三、当局ヨリ内旨ヲ交付シタ場合ニハ所定肉色以外代用品ハ絶対ニ使用セザルコト

○特殊日附印使用ノ件 大正八年四月七日
知

特殊日附印、替入日附印又ハ日附印押印機械試験用等ニハ印刷局製肉色又紫色日附印ニハ印刷局製紫色肉(藍鼠色)ヲ帶フ()使用スルコトアルヘシ

凶案文字入通信日附印

使用に期間あるもの

第二編 圖案文字入日附印

第一類 使用に期間のあるもの

使用局所

日附印形式

使用期間

使用局所

日附印形式

使用期間

靜岡、焼津、藤枝、島田、掛川、袋井、磐田、松原の各郵便局



局名は別名、各別のもので使用する。

昭和六年六月二十四日
昭和六年六月十日

三條郵便局



昭和六年六月二十四日
昭和六年六月九日

二編一類 圖案文字入日附印（使用に期間あるもの）

武蔵府中郵便局



昭和六年六月二十四日
昭和六年六月十日

名古屋中央郵便局、名古屋中央郵便局、千種郵便局



局名は別名、各別のもので使用する。

昭和六年六月二十四日
昭和六年六月十日

二類一類 圖案文字入り附印(使用に期間あるもの)

柏崎郵便局



昭和六年六月十四日
昭和六年六月十四日
同日六月十日

名古屋東郵便局



昭和六年六月二十五日
昭和六年六月二十五日
同日六月二十日

金沢郵便局



昭和六年六月二十四日
昭和六年六月二十四日
同日六月十六日

相馬中村郵便局
原の町郵便局
高野郵便局



昭和六年七月九日
昭和六年七月九日
昭和六年七月十日

横須賀郵便局



昭和六年七月九日
昭和六年七月九日
同日七月十日

秋田郵便局



昭和六年七月十四日
昭和六年七月十四日
同日七月十日

二類一類 圖案文字入り附印(使用に期間あるもの)

神戸中央郵便局
戸田郵便局
長田郵便局
垂水郵便局



昭和六年六月二十四日
昭和六年六月二十四日
昭和六年六月三十日

小樽郵便局



昭和六年六月二十四日
昭和六年六月二十四日
同日六月二十日

岐阜郵便局



昭和六年七月十四日
昭和六年七月十四日
同日八月三十日

敦賀郵便局



昭和六年七月十三日
昭和六年七月十三日
同日八月二日

山形郵便局



昭和六年七月十四日
昭和六年七月十四日
同日七月五日

札幌郵便局



昭和六年七月十四日
昭和六年七月十四日
同日七月三十日

五

二編一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）

郵便局
北海道
帯廣



昭和七年七月二十三日
から七月二十七日
まで

郵便局
兵庫縣
明石



昭和七年七月二十六日
から七月三十日
まで

郵便局
郵務省
中間



昭和七年七月二十四日
から七月二十八日
まで

郵便局
富士



昭和八年八月十一日
から八月十五日
まで

郵便局
留萌



昭和八年八月十六日
から八月十八日
まで

郵便局
清水



昭和八年八月十四日
から八月十九日
まで

二編一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）

八

郵便局
七尾



昭和七年七月二十一日
から七月二十四日
まで

郵便局
東京
東横線
港



昭和五年七月二十四日
から七月二十九日
まで

郵便局
長岡



昭和八年八月十四日
から八月二十日
まで

郵便局
廣島
駅前



昭和八年八月十六日
から八月二十二日
まで

郵便局
愛知縣
半田



昭和八年八月十四日
から八月二十一日
まで

郵便局
西宮



昭和八年八月十三日
から八月二十一日
まで

一九

二編一類 四案文字入日附印 (使用に期間あるもの)

日本橋郵便局



24.8.9
日本橋

昭和八年八月二十日
から昭和九年八月十日
まで

芝郵便局



24.8.15
芝

昭和八年八月十五日
から昭和八年八月十五日
まで

新潟郵便局



24.8.15
新潟

昭和八年八月十五日
から昭和八年八月十五日
まで

奈良縣橿原郵便局



24.8.26
橿原

昭和六年八月二十三日
から昭和六年八月二十四日
まで

大阪府堺郵便局



24.8.27
堺

昭和七年八月二十三日
から昭和七年八月二十四日
まで

長崎縣島原郵便局



24.8.27
島原

昭和七年八月二十三日
から昭和七年八月二十四日
まで

二編二類 四案文字入日附印 (使用に期間あるもの)

静岡郵便局



24.8.15
静岡

昭和八年八月二十三日
から昭和八年八月二十五日
まで

名古屋中郵便局



24.8.22
名古屋中

昭和二年八月十四日
から昭和二年八月十四日
まで

新潟縣小千谷郵便局



24.8.25
小千谷

昭和八年八月十五日
から昭和八年八月十五日
まで

小田原郵便局



24.8.23
小田原

昭和三年八月二十日
から昭和三年八月二十四日
まで

津郵便局



24.8.28
津

昭和八年八月二十四日
から昭和八年八月二十四日
まで

茨城縣日立郵便局



24.9.1
日立

昭和九年九月四日
から昭和九年九月四日
まで

一一

10

二編一類 図案文字入日附印 (使用に期間あるもの)

青森縣 弘前郵便局



昭和三十九年九月二十三日
弘前

岐阜縣 美濃郵便局



昭和三十九年九月二十三日
美濃

甲府郵便局



昭和三十九年九月二十日
甲府

名古屋中央郵便局
名古屋熱田郵便局
名古屋古田郵便局
名古屋各及



局は別名
区は別名
いし古
屋名
と屋古
示す

昭和三十九年九月二十日
名古屋

佐賀郵便局



昭和三十九年九月二十日
佐賀

福岡縣 戸畑郵便局



昭和三十九年九月二十七日
戸畑

二編一類 図案文字入日附印 (使用に期間あるもの)

熊本郵便局



昭和三十九年九月二十日
熊本

熊本縣 中野野地
赤河高本
水陽森
各及郵便
宮内立吉坊



局は別名
各は別名
のをも
使す

昭和三十九年九月二十日
熊本

東京中央郵便局



昭和三十九年九月二十一日
東京

岐阜縣 掛妻郵便局



昭和三十九年九月二十日
岐阜

三重縣 四日市郵便局



昭和三十九年九月二十三日
四日市

福岡縣 郡山郵便局



昭和三十九年九月二十五日
郡山

三

三

2003

二種一類 図案文字入日附印 (使用に期間あるもの)

三重縣上野郵便局



昭和二十二年十月十八日

愛知縣刈谷郵便局



昭和二十二年十月十四日

旭川郵便局



昭和二十二年十月十六日

大阪府堺郵便局



昭和二十二年十月十七日

京都中央郵便局



昭和二十二年十月十八日

愛知縣瀬戸郵便局



昭和二十二年十月十七日

二種一類 図案文字入日附印 (使用に期間あるもの)

愛媛縣八幡濱郵便局



昭和二十二年十月二十日

甲府郵便局



昭和二十二年十月十八日

徳島縣鳴門郵便局



昭和二十二年十月二十日

山口郵便局



昭和二十二年十月九日

兵庫縣加古川郵便局



昭和二十二年十月十日

北見縣美幌郵便局



昭和二十二年十月八日

一五

一四

廣島駅前郵便局



昭和七年十月十五日
昭和七年十月十五日

高松郵便局



昭和八年十月二十二日
昭和八年十月二十二日

松江郵便局



昭和七年十月二十二日
昭和七年十月二十二日

岩手縣千厩郵便局



昭和五年十月二十三日
昭和五年十月二十三日

松山郵便局



昭和五年十月二十三日
昭和五年十月二十三日

高知郵便局



昭和六年十月二十一日
昭和六年十月二十一日

二編一類 図案文字入日附印 (使用に期間あるもの)

神戸中央郵便局長及
各郵便局



昭和七年十月十四日
昭和七年十月十四日

尼崎郵便局



昭和三年十月三十一日
昭和三年十月三十一日

熊本各郵便局



昭和三年十月二十二日
昭和三年十月二十二日

山田郵便局



昭和八年十月二十五日
昭和八年十月二十五日

鎌倉及船倉郵便局



昭和九年十月三十一日
昭和九年十月三十一日

徳島郵便局



昭和十年十一月五日
昭和十年十一月五日

局別は別冊
に示す

局別は別冊
に示す

局別は別冊
に示す

二編一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）

鶴町郵便局



昭和三十二年十一月九日
昭和三十一年十一月十四日
同日

日本橋郵便局



昭和三十二年十一月九日
昭和三十一年十一月十四日
同日

長野郵便局



昭和三十二年十一月七
昭和三十一年十一月十四日
同日

八戸郵便局



昭和三十二年十一月五
昭和三十一年十一月十四日
同日

水沢郵便局



昭和三十二年十一月五
昭和三十一年十一月十四日
同日

福島郵便局



昭和三十二年十一月一
昭和三十一年十一月十四日
同日

二編一類 図案文字入日附印（使用に期間あるもの）

高田郵便局



昭和三十二年十一月七
昭和三十一年十一月十四日
同日

姫路郵便局



昭和三十二年十一月五
昭和三十一年十一月十四日
同日

西宮郵便局



昭和三十二年十一月三
昭和三十一年十一月十四日
同日

明石郵便局



昭和三十二年十一月五
昭和三十一年十一月十四日
同日

横手郵便局



昭和三十二年十一月八
昭和三十一年十一月十四日
同日

館山郵便局



昭和三十二年十一月七
昭和三十一年十一月十四日
同日

一九

一八

二編一類 圖案文字入日附印（使用に期間あるもの）

市川郵便局



昭和三十四年十一月三日
昭和三十一年十一月七日至三十四年十一月十四日

神田郵便局



昭和三十四年十一月三日
昭和三十一年十一月九日至三十四年十一月十四日

名古屋中郵便局



昭和三十四年十一月九日
昭和三十一年十一月十日

山口縣下松郵便局



昭和三十四年十一月八日
昭和三十一年十一月十二日至十四日

鹿兒島郵便局



昭和三十四年十一月三日
昭和三十一年十一月十三日至十四日

直江津郵便局



昭和三十四年十一月七日
昭和三十一年十一月十四日至十七日

二編一類 圖案文字入日附印（使用に期間あるもの）

富山郵便局



昭和三十四年十一月十日
昭和三十一年十一月九日至十四日

愛知縣足助郵便局



昭和三十四年十一月三日
昭和三十一年十一月十三日至十四日

長崎縣長崎郵便局



昭和三十四年十一月十日
昭和三十一年十一月十四日

佐賀縣唐津郵便局



昭和三十四年十一月六日
昭和三十一年十一月十四日至十四日

愛知縣半田郵便局



昭和三十四年十一月十日
昭和三十一年十一月十四日至十五日

兵庫縣垂水郵便局



昭和三十四年十一月十日
昭和三十一年十一月十四日至十五日

二一

二〇

二編一類 図案文字入日附印 (使用に期間あるもの)

原岐
郵草縣
便局関ヶ



昭和三十四年
十二月十日
から
十二月十七日
まで

静岡郵便局



昭和三十四年
十二月十七日
から
十二月二十四日
まで

足立郵便局



昭和三十四年
十二月十七日
から
十二月二十四日
まで

岩手縣大船
渡郵便局



昭和三十四年
十一月十三日
から
十一月十四日
まで

三島郵便局



昭和三十四年
十一月十五日
から
十一月二十四日
まで

宇和島郵便局



昭和三十四年
十一月十五日
から
十一月十八日
まで

二編一類 図案文字入日附印 (使用に期間あるもの)

松山玉
山縣武
藏郵便局



昭和三十四年
十二月十日
から
十二月十九日
まで

横須賀郵便局



昭和三十四年
十一月二十九日
から
十二月四日
まで

宝塚郵便局



昭和三十四年
十二月五日
から
十二月十三日
まで

唐津郵便局



昭和三十四年
十二月一日
から
十二月四日
まで

春日井郵便局



昭和三十四年
十一月二十五日
から
十二月二日
まで

岡崎郵便局



昭和三十四年
十一月二十三日
から
十二月四日
まで

二編

二五

二編一類 図案文字入日附印 (使用に期間あるもの)

徳島郵便局



昭和三十四年
十二月十日
から
十二月十四日
まで

大津郵便局



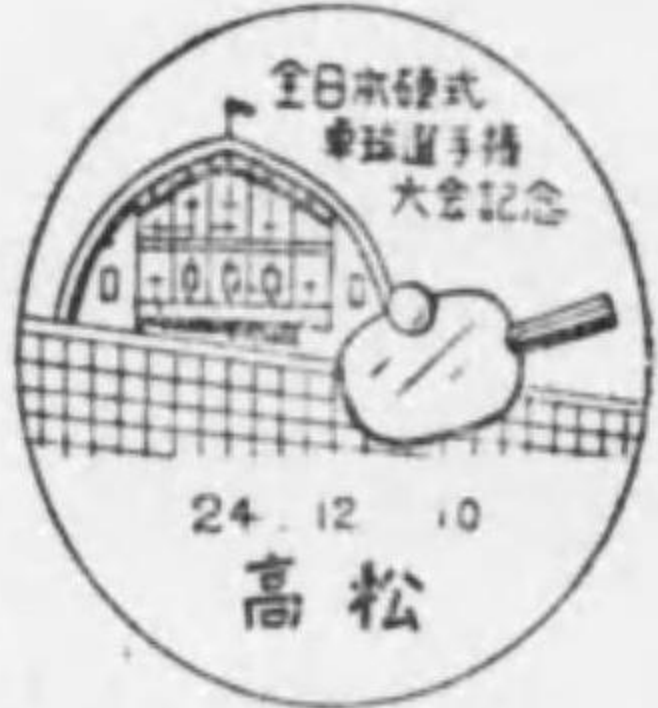
昭和三十四年
十二月十日
から
十二月十九日
まで

奈良郵便局



昭和三十四年
十二月十日
から
十二月十九日
まで

高松郵便局



昭和三十四年
十二月十日
から
十二月十四日
まで

神戸市中央郵便局



昭和三十四年
十二月十日
から
十二月十四日
まで

和歌山郵便局



昭和三十四年
十二月十日
から
十二月十四日
まで

二編一類 図案文字入日附印 (使用に期間あるもの)

二六

大阪中央郵便局



昭和三十四年
十二月十日
から
十二月十四日
まで

兵庫県三木郵便局



昭和三十四年
十二月十日
から
十二月十六日
まで

愛知県挙母郵便局



昭和三十四年
十二月十日
から
十二月十九日
まで

高知郵便局



昭和三十四年
十二月十日
から
十二月十四日
まで

二七

図案文字入通信日附印

使用に期間なきもの

第二編 圖案文字入通信日附印

第二類 使用に期間なきもの

使用局所

日附印形式

使用開始年月日

神奈川縣湯河原郵便局



昭和二十四年六月十五日

長野縣上高地郵便局



同

使用局所

日附印形式

使用開始年月日

東舞鶴郵便局



昭和二十四年六月十五日

靜岡縣伊東郵便局



昭和二十四年七月一日

二編二類 圖案文字入日附印 (使用に期間なきもの)

二編二類 図案文字入日附印（使用に期間なきもの）

富山縣
高岡郵便局



昭和二十四年
七月一日

京都府
福知山郵便局



同

香川縣
観音寺郵便局



昭和二十四年
八月十日

東京都
足立郵便局



昭和二十四年
十月十日

二編二類 図案文字入日附印（使用に期間なきもの）

茨城縣
土浦郵便局



昭和二十四年
八月十日

岐阜縣
旗幟郵便局



同

千葉縣
市川郵便局



昭和二十四年
十月十日

千葉縣
館山郵便局



同

三

三〇

二編二類 図案文字入日附印（使用に期間なきもの）

栃木縣
小川郵便局



昭和二十四年
十月十日

山梨縣
身延郵便局



同

大分縣
臼杵郵便局



昭和二十四年
十月十日

大分縣
由布院郵便局



同

二編二類 図案文字入日附印（使用に期間なきもの）

三

福岡縣
大牟田郵便局



昭和二十四年
十月十日

福岡縣
黒木郵便局



同

宮崎縣
日向青島郵便局



昭和二十四年
十月十日

胆振國
洞爺温泉郵便局



同

三

二編二類 図案文字入日附印 (使用に期間なきもの)

栃木縣
佐野郵便局



昭和二十四年
十一月二十八日

茨城縣
多賀郵便局



同

埼玉縣
深谷郵便局



昭和二十四年
十二月九日

東京都
立川郵便局



同

二編二類 図案文字通信日附印 (使用に期間なきもの)

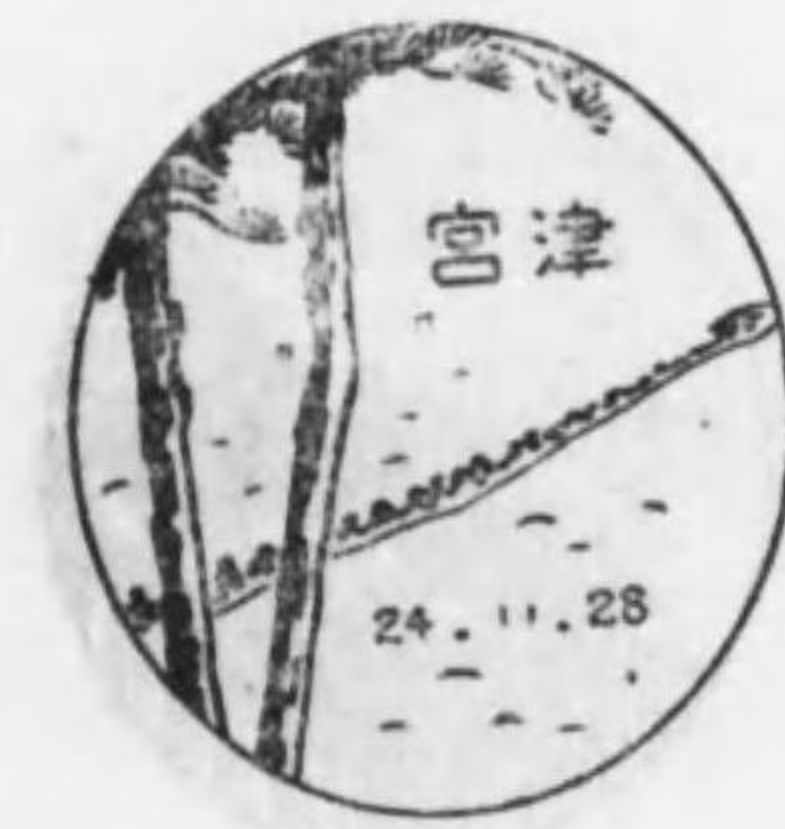
三四

和歌山縣
白浜郵便局



昭和二十四年
十一月二十八日

京都府
宮津郵便局



各局名は
別用する
同

神奈川県
藤沢郵便局



昭和二十四年
十二月九日

京都府
中京郵便局



同

三五

特殊通信印日附印

第三編 特殊通信日附印

中央气象台創立七十五年記念



一、使用局

東京中央、日本橋、浦和、千葉、横浜、宇都宮、前橋、甲府、水戸、名古屋中央、名古屋中、岐阜、静岡、津、新潟、長野、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、奈良、大津、金沢、富山、福井、松山、徳島、高松、高知、廣島、岡山、山口、鳥取、松江、熊本、長崎、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局

二、使用期間

昭和二十四年六月一日

三、使用方法

料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限り。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書額以上の郵便切手は、現行料金との差額相当額以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに應ずる。

一、形式

上のおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

郵政省及び電気通信省設置記念



- 一、使用局 普通郵便局
- 二、使用期間 昭和二十四年六月一日
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書額旧料金以上の郵便切手はつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとに應ずる。
- 一、形式 上のとおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

船員法施行五十周年記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、横須賀、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、新潟、長野、名古屋中央、名古屋中、熱田、岐阜、津、清水、四日市、静岡、大阪中央、大阪東、中京、京都中央、神戸中央、東舞鶴、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、敦賀、七尾、高岡、鳥取、松江、広島、岡山、尾道、呉、山口、徳山、玉野、松山、高松、徳島、高知、福岡、門司、大牟田、長崎、佐世保、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、唐津、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、若松、八戸、塩釜、酒田、宮古、札幌、函館、小樽、旭川、釧路及び宗蘭の各郵便局
- 二、使用期間 昭和二十四年七月二十日
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書額旧料金以上の郵便切手はつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとに應ずる。
- 一、形式 上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

働く婦人の福祉増進運動記念



- 一、使用局
東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、新潟、長野、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、広島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 昭和三十四年八月一日から八月七日まで
- 一、使用方法
料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書金の上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに使用する。
- 一、形式
上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を示す。

広島平和記念都市建設記念



- 一、使用局
東京中央、日本橋、浦和、千葉、横浜、宇都宮、前橋、甲府、水戸、名古屋中央、名古屋中、岐阜、静岡、津、長野、新潟、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、奈良、大津、金沢、富山、福井、松山、徳島、高松、高知、広島、広島駅前、宇品、岡山、山口、鳥取、松江、熊本、長崎、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 昭和三十四年八月六日
- 一、使用方法
料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書金以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに使用する。
- 一、形式
上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を示す。

長崎國際都市建設記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、浦和、千葉、横浜、宇都宮、前橋、甲府、水戸、名古屋中央、名古屋中、岐阜、静岡、津、長野、新潟、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、奈良、大津、金沢、富山、福井、松山、徳島、高松、高知、廣島、岡山、山口、鳥取、松江、熊本、長崎、長崎本博多、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年八月九日
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書額以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに使用する。
- 一、形 式 上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は局名を区別しないで市名を表示する。

第四回國民體育大會記念（水泳競技）



- 一、使用局 横浜、横浜中及び神奈川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年九月十五日から九月十八日まで
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書額は、現行料金との差額相当額以上及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに使用する。
- 一、形 式 上のとおりである。局名は、区別せずすべて「横浜」と表示する。

全日本ボーイスカウト大會記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、新潟、長野、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年九月二十二日から 九月二十八日まで
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書料金は、現行料金との差額相当額以上及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに使用する。
- 一、形式 上のとおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

新聞週間記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、新潟、長野、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十月一日から 十月七日まで
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書料金は、現行料金との差額相当額以上及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに使用する。
- 一、形式 上のとおりとする。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

郵便貯金一千億円到達記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、下谷、澁谷、麻布、四谷、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、高崎、長野、新潟、松本、諏訪、直江津、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、豊橋、浜松、熱海、大垣、岡崎、山田、金沢、福井、富山、高岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、天王寺、福知山、姫路、豊岡、東舞鶴、廣島、山口、松江、鳥取、岡山、倉敷、福山、岩國、松山、高松、高知、徳島、熊本、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、佐賀、別府、久留米、小倉、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、郡山、酒田、弘前、一関、横手、札幌、函館、小樽、旭川、帯広、室蘭、釧路、稚内、北見及び留萌の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十月十二日
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口の差出したものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書(旧料金のものは現行料金との差額相当額)及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに應ずる。
- 一、形式 上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

万国郵便連合七十五年記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、長野、新潟、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、熊本、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十月十日
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口の差出したものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書(旧料金のものは現行料金との差額相当額)及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに應ずる。
- 一、形式 上のとおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。なお、東京中央郵便局において外国郵便物に使用するものに限る。「万国郵便連合七十五年記念」の代りに「The 75th Anniversary of the foundation of U.P.U.」「東京」の代りに「Tokyo」「24.10.10」の代りに「10.10.1949」と表示する。

工業技術振興運動記念



- 一、使用局 東京中央、横浜、名古屋中央、大阪中央、京都中央、神戸中央、廣島、仙台、札幌、福岡及び丸亀の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十月十五日から十月二十二日まで
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料ものは現行料金との差額相当額以上及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとあてに使用する。
- 一、形式 上のとおりである。局名は各別のものを使用する。

緯度観測所創立五十周年記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、麻布、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、長野、新潟、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、熊本、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、水沢、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十月三十日
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、使用当日及びその後七日間政府発行の郵便葉書旧料金は、現行料金との差額相当額以上及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとあてに使用する。
- 一、形式 上のとおりである。局名に各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は局名を区別しないで市名を表示する。

讀書週間記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、長野、新潟、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、歌和山、大津、奈良、金沢、富山、福井、廣島、鳥取、松江、岡山、山口、松山、高松、高知、徳島、熊本、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 二、使用期間 昭和二十四年十月二十七日から十一月九日まで
- 三、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料ものは、現行料金との差額相当額及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに應ずる。
- 四、形 式 上のとおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

第四回國民體育大會記念（陸上競技）



- 一、使用局 東京中央、芝、四谷、赤坂、小石川及び立川の各郵便局
- 二、使用期間 昭和二十四年十月三十日から同十一月三日まで
- 三、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金ものは、現行料金との差額相当額及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに應ずる。
- 四、形 式 上のとおりである。局名は立川を除きすべて「東京」と表示する。

教育委員會成立一周年記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、川口、長野、新潟、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、清水、富士宮、半田、一宮、大垣、多治見、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、彦根、長浜、堺、岸和田、西宮、伊丹、那波、金沢、富山、福井、高岡、小松、七尾、廣島、鳥取、松江、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十一月一日から 十一月七日まで
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書(旧料ものは、現行料金との差額相当額)及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに應ずる。
- 一、形 式 上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を示す。

郵便週間記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、麻布、横浜、神奈川、小田原、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、鎌倉、館林、長野、新潟、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、熊本、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、塩釜、石巻、八戸、横手、札幌、函館、小樽、網走、根室、北見、岩内及び旭川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十一月一日から 昭和二十四年十一月七日まで
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書(旧料ものは、現行料金との差額相当額)及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに應ずる。
- 一、形 式 上のとおりである。局名は、各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を示す。

最高裁判所新廳舎落成記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、新潟、長野、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十一月十四日から十一月二十日まで
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料ものは、現行料金との差額相当額以上及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のみに使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。
- 一、形式

青少年の保護育成運動記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、新潟、長野、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、廣島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、熊本、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十一月十四日から十一月二十日まで
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口で差し出したものに限る。なお、政府発行の郵便葉書旧料金は、現行料金との差額相当額以上及び記念ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のみに使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。
- 一、形式

雇用強調旬間記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、横浜、宇都宮、前橋、水戸、千葉、浦和、甲府、長野、新潟、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、静岡、大阪中央、大阪東、京都中央、中京、神戸中央、和歌山、大津、奈良、金沢、富山、福井、鳥取、松江、広島、岡山、山口、松山、高松、徳島、高知、熊本、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、大分、佐賀、仙台、青森、秋田、盛岡、山形、福島、札幌、函館、小樽及び旭川の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十一月二十三日から十二月二日まで
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に出したものに限り。なお、政府発行の郵便葉書旧料金は、現行料金との差額相当額以上及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに應ずる。
- 一、形式 上のとおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

日米郵便爲替業務再開記念



- 一、使用局 東京中央、日本橋、下谷、四谷、澁谷、麻市、横浜、神奈川、甲府、前橋、宇都宮、浦和、水戸、千葉、高崎、長野、新潟、松本、直江津、名古屋中央、名古屋中、岐阜、津、豊橋、浜松、静岡、熱海、大垣、岡崎、山田、福井、金沢、富山、高岡、敦賀、大阪中央、豊阪東、天王寺、神戸中央、大津、奈良、和歌山、福知山、姫路、豊岡、東舞鶴、京都中央、中京、広島、山口、松江、鳥取、岡山、倉敷、福山、岩國、下関、松山、高知、徳島、高松、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、宮崎、大分、別府、久留米、小倉、門司、仙台、福島、山形、郡山、酒田、秋田、盛岡、青森、弘前、札幌、小樽、函館、旭川、帯広、室蘭、釧路、稚内、北見及び留萌の各郵便局
- 一、使用期間 昭和二十四年十二月一日から十二月七日まで
- 一、使用方法 料金を完納した書状及び郵便葉書の引受に使用する。但し、その希望で窓口に出したものに限り。なお、政府発行の郵便葉書旧料金は、現行料金との差額相当額以上及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手をはつたものに限る。及び記念の目的ではつた二円以上の郵便切手に対し、消印のものとみに應ずる。
- 一、形式 上のとおりである。局名は各別のものを使用する。但し、同一行政市内に二以上の使用局ある場合は、局名を区別しないで市名を表示する。

郵便記念切手類

第四編 郵便記念切手類

中央氣象臺創立七十五年記念



(昭和二四、六、一)

意匠 中央氣象台
刷色 濃綠色
印面 (縦二七ミリ、横二二、五ミリ)

郵政省及び電気通信省設置記念



(昭和二四、六、一)

意匠 通信の象徴
刷色 あい色
印面 (縦二七ミリ、横二二、五ミリ)

第四編 郵便記念切手類

富士箱根國立公園記念



意匠 三つ峠より望む富士
刷色 黄茶色
印面 (縦二二、五ミリ、横四〇ミリ)



意匠 河口湖の富士
刷色 黄味綠色
印面 (縦二二、五ミリ、横四〇ミリ)

五九



意匠 七面山より望む富士
刷色 赤色
印面 縦二二、五ミリ
横四〇ミリ



意匠 山中湖附近忍野部落より望む富士
刷色 青色
印面 縦二二、五ミリ
横四〇ミリ

(昭和二四、六、一)

廣島平和記念都市建設記念



意匠 平和の象徴(ばらを持つ女)
刷色 黄褐色
印面 縦二三、五ミリ
横四〇、四ミリ

(昭和二四、八、三)

長崎国際文化都市建設記念



意匠 長崎の名所を地模様とし平和の鳩を描く
刷色 緑色
印面 縦四〇ミリ
横二二、五ミリ

(昭和二四、八、四)

第四回国民体育大会記念(水泳競技)



意匠 スタート台の水泳選手
刷色 紺色
印面 縦二二、五ミリ
横二七ミリ

(昭和二四、九、一四)

全日本ボウイスクウト大会記念



意匠 少年團員
刷色 こげちや色
印面 縦二三、五ミリ
横二二、五ミリ

(昭和二四、九、一九)

新聞週間記念



意匠 ペン型に紙型を表す
刷色 あい色
印面 縦四〇ミリ
横二二、五ミリ

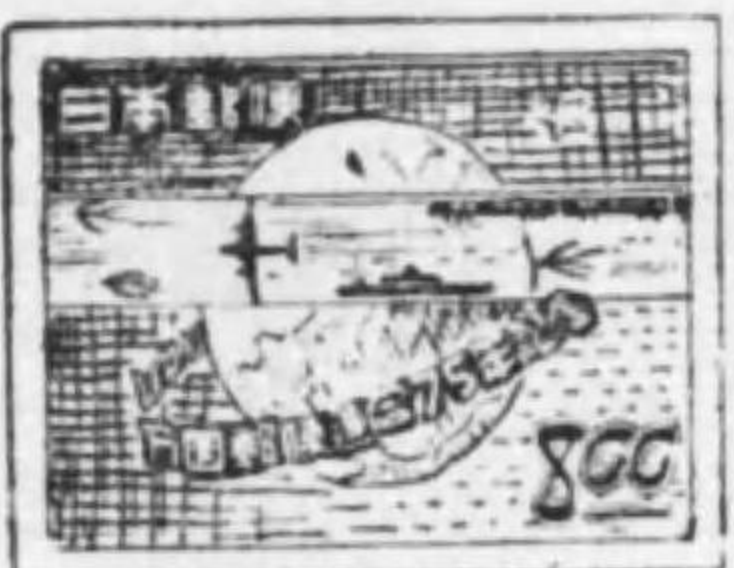
(昭和二四、一〇、一)

万国郵便連合七十五年記念



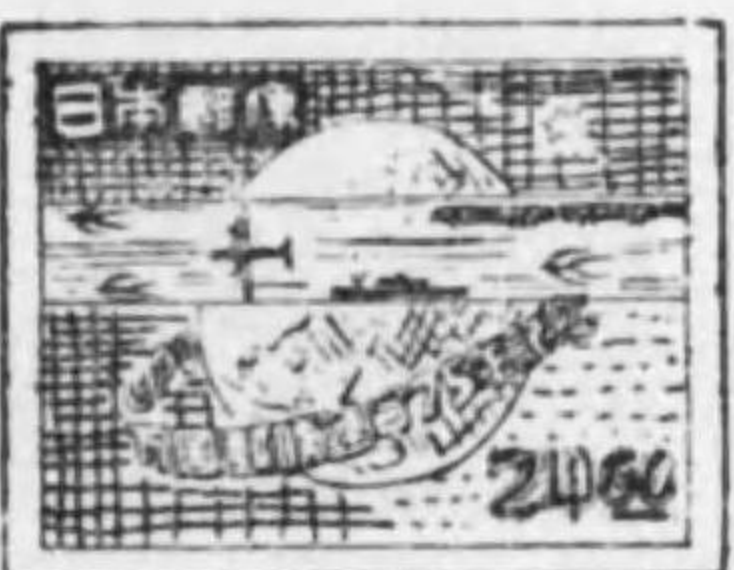
意匠 日本地図と封筒
刷色 灰緑色
印面 縦二七ミリ
横二二、五ミリ

(昭和二四、一〇、一〇)



意匠 地球と通信の象徴
刷色 暗紅色
印面 縦二二、五ミリ
横三〇ミリ

(昭和二四、一〇、一〇)



意匠 地球と通信の象徴
刷色 緑青色
印面 縦二二、五ミリ
横三〇ミリ

(昭和二四、一〇、一〇)



意匠 日本地図と封筒
刷色 紅色
印面 縦二七ミリ
横二二、五ミリ

(昭和二四、一〇、一〇)



意匠 製鋼
刷色 えびちや色
印面 縦二二、五ミリ
横一八、五ミリ

(昭和二四、一〇、一五)

緯度観測創立五十年記念



意匠 浮游天頂儀
刷色 濃青緑色
印面 縦二七ミリ
横二二、五ミリ

(昭和二四、一〇、三〇)

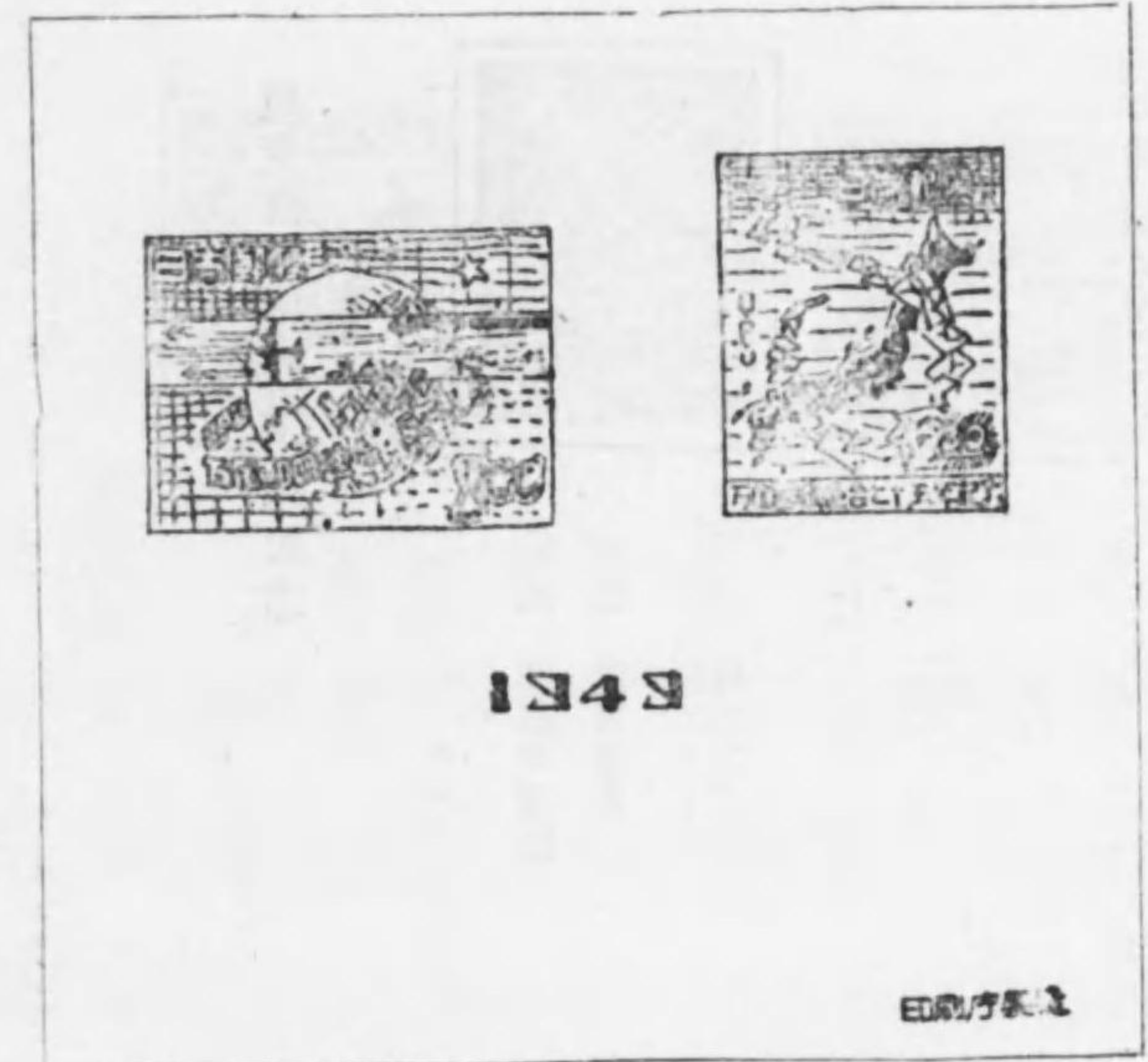
第四回國民體育大会記念



意匠 槍投、ヨッ
ト、競走、
庭球
刷色 黒オリーブ
印面 縦二二、五
ミリ
横二七ミリ

(昭和二四、一〇、三〇)

万国郵便連合七十五年記念
(組合せ切手)



印刷所東京

意匠 八二円 日本地図と封地球と通信の象徴
 刷色 八二円 灰緑色 暗紅色
 印面 二円 縦二七ミリ 横二二・五ミリ
 八円 縦三〇ミリ 横三〇ミリ
 賣價 十円

(昭和二四、一一、一一)

郵便週間記念



意匠 廣重作版画「月にかり」
 印色 紫色
 印面 縦六三、五ミリ 横二五、五ミリ

(昭和二四、一一、一一)

文化貢献者の肖像



意匠 野口英雄
 刷色 濃綠色
 印面 縦二五、五ミリ 横二三ミリ

(昭和二四、一一、一一)

郵
便
葉
書
類



第五編 郵便葉書類

(万国郵便連合七十五年記念航空書簡葉書)

印 面意匠 地球と通信の象徴

大 き 縦二二、五ミリ
横三三、三ミリ

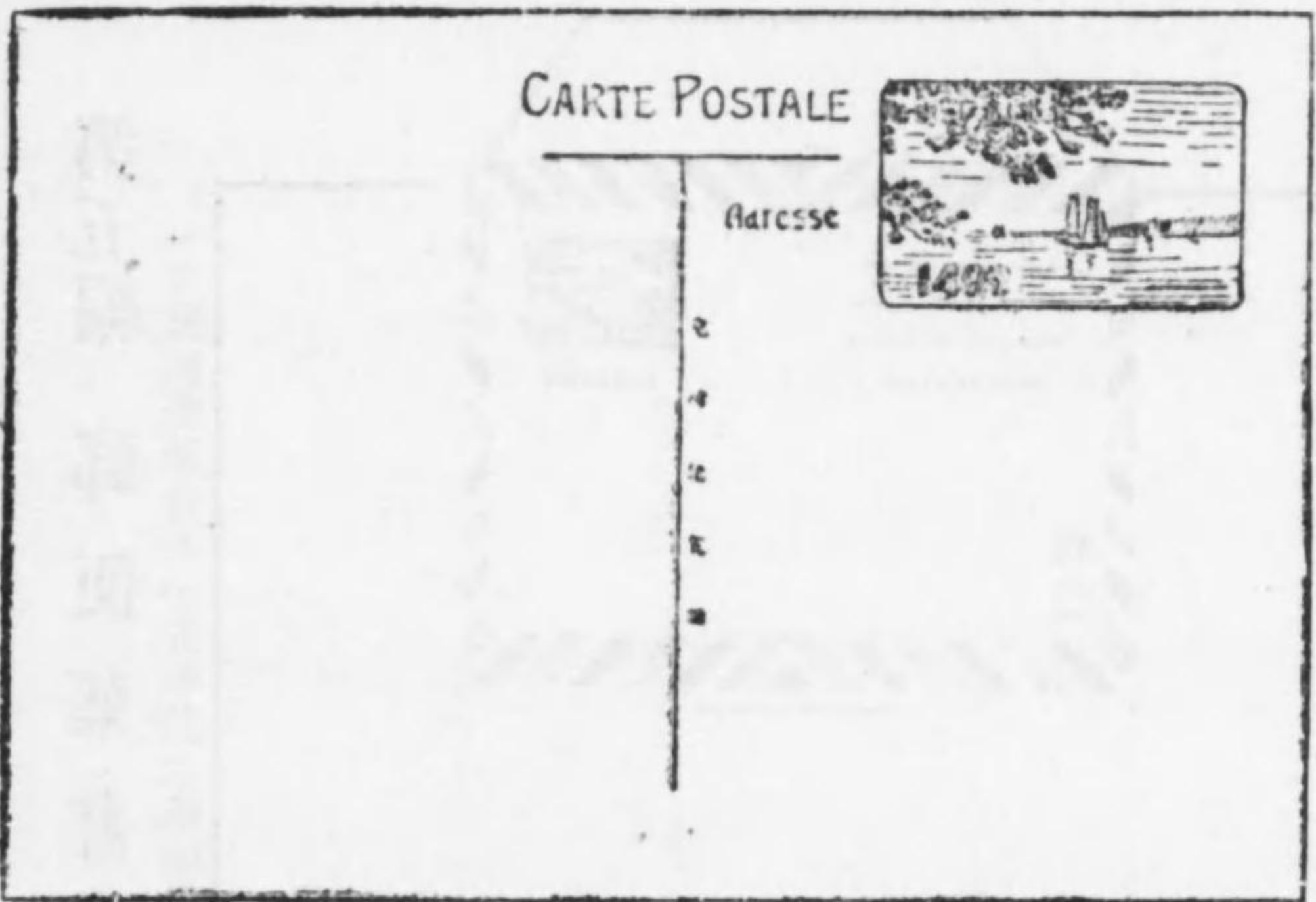
刷 色 あい色

寸 折りたたみ法 縦一九五ミリ
横一四六ミリ

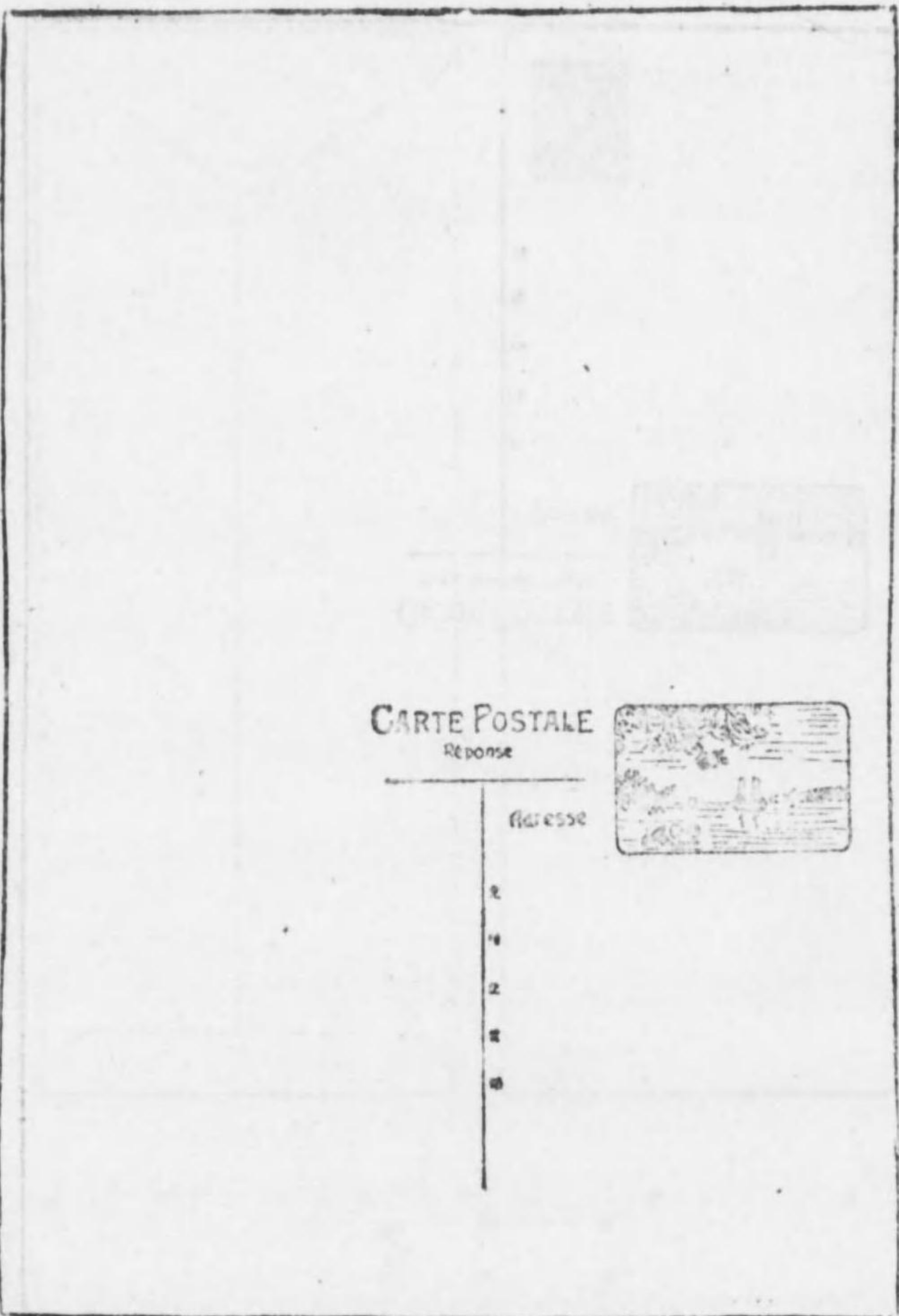
地 模 様 淡青色に白色連続干紋様

輪 かく 赤、青の斜線

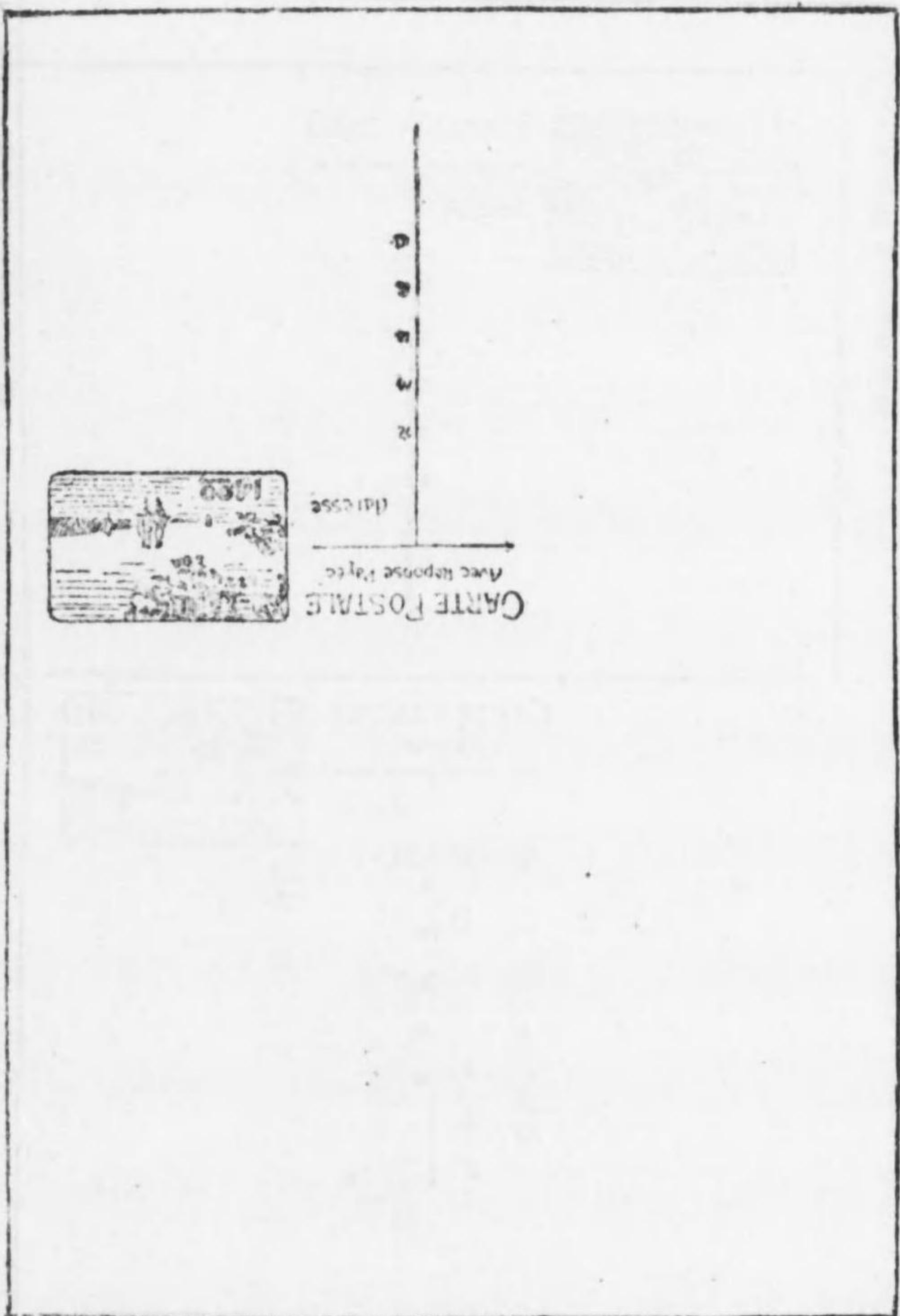
(昭和二四、一〇、一〇)



意匠 瀬戸内海風景
 刷色 べにえびちや色
 紙色 従来発行の十円万国
 紙大 郵便連合葉書に同じ
 (昭和二四、一〇、二五)

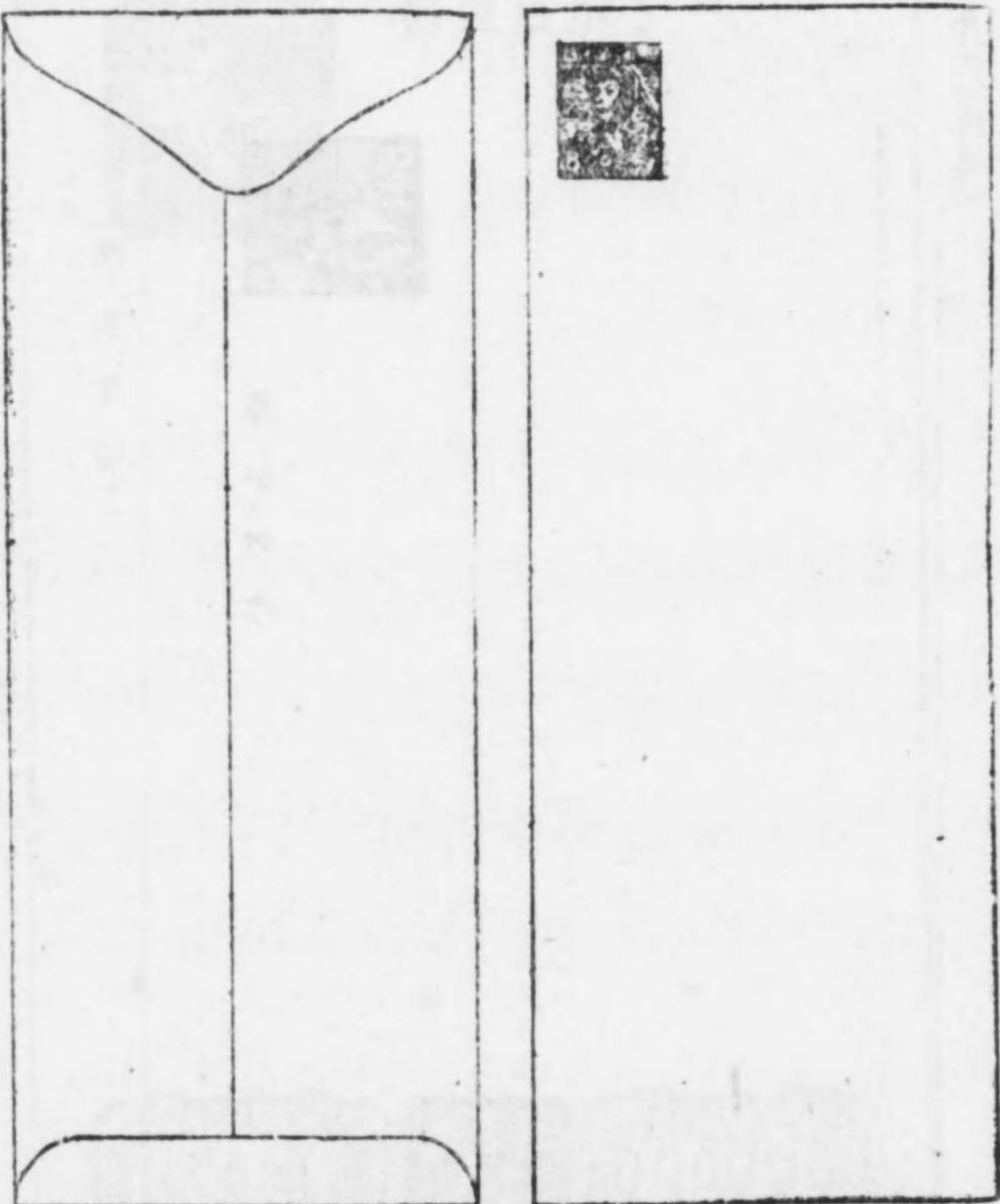


意匠 瀬戸内海風景
 刷色 べにえびちや色
 紙色 従来発行の十円万国
 紙大 郵便連合葉書に同じ
 (昭和二四、一〇、二五)



(二十八円万国郵便連合往復葉書の裏面)

(郵便切手付封筒)



第五編 郵便葉書類

寸法 縦二〇五ミリ

横八四ミリ

刷色 赤茶色

(昭和二四、一一、一)

(寄附金を追加した二円通常葉書)



郵便はがき



お年玉
し
組

昭和二十五年一月二十日
昭和二十四年十二月一日から昭和二十五年一月十日まで

意匠 松く
匠 匠
刷色 べに色
紙色 従来
大き さ 同葉書に
同葉書に

- 二、お年玉つき郵便葉書の発行数
二円通常葉書 三千万枚
寄附金一円を附加した二円通常葉書 一億五千万枚
- 三、賣さばき期間
昭和二十四年十二月一日から昭和二十五年一月十日まで
- 四、くじびきの期日
昭和二十五年一月二十日
- 五、お年玉の種類及び当せんの数

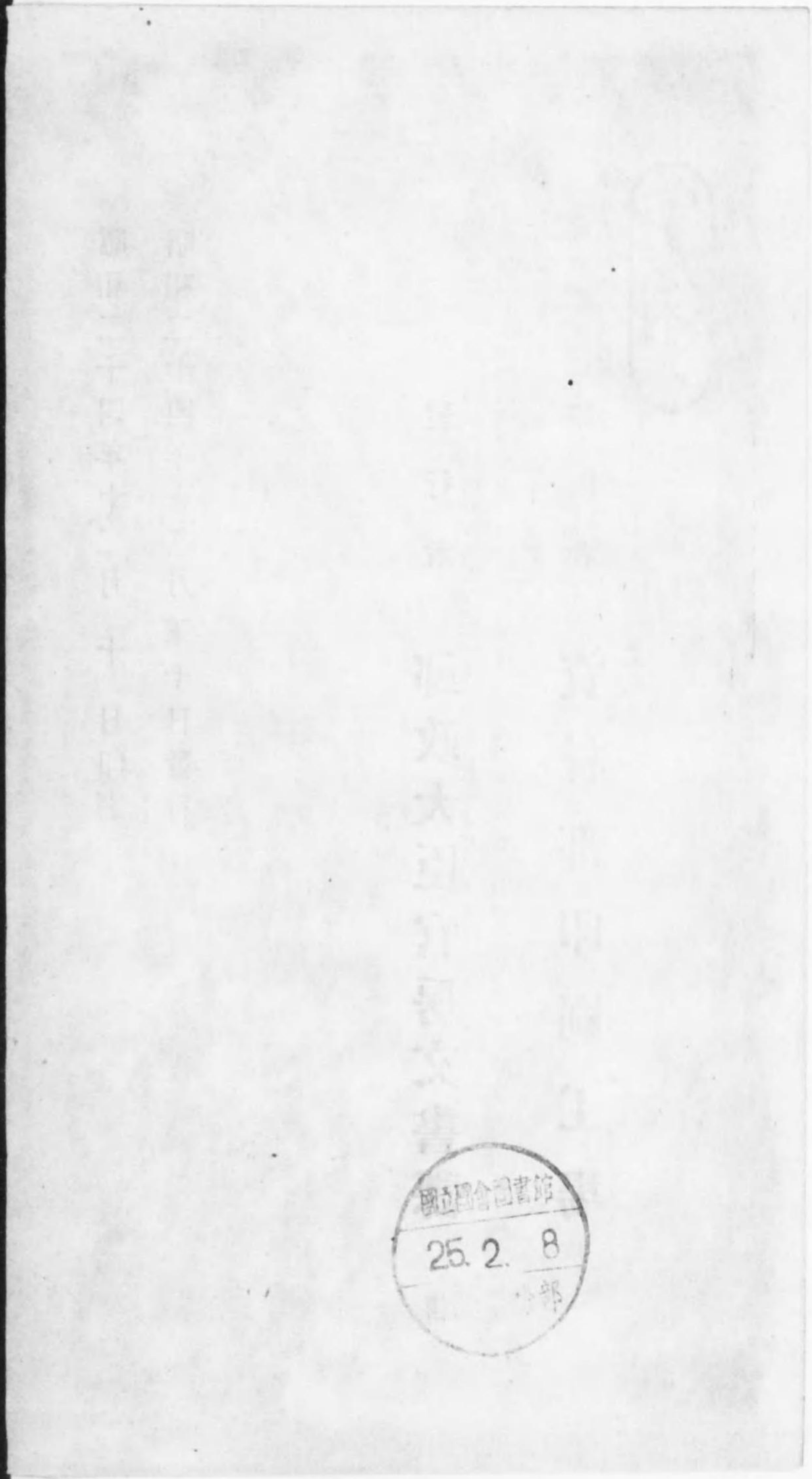
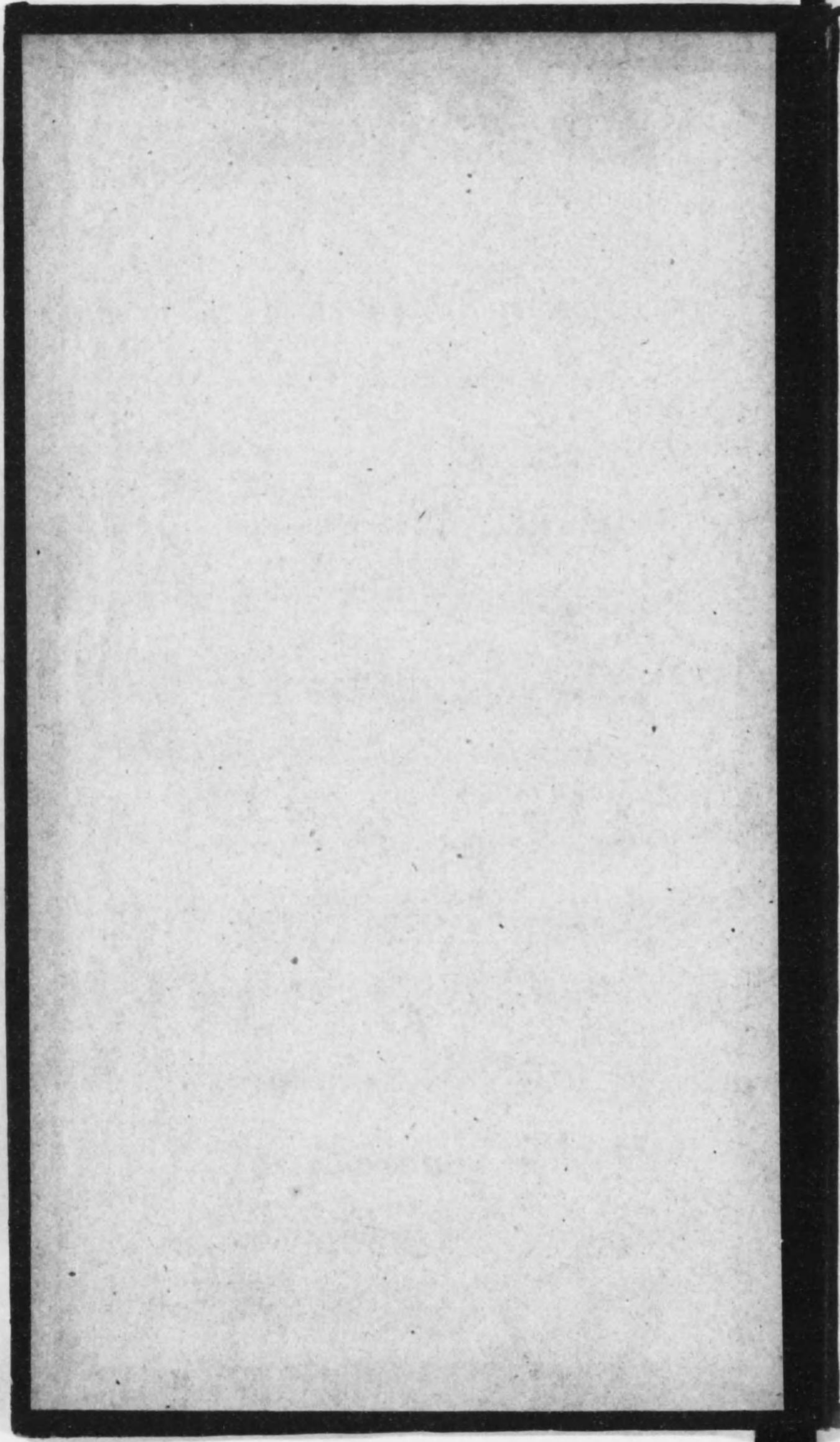
等級	種類	当せん数
特等	ミシン	一八本
一等	純毛洋服地	三六〇本
二等	学童用グロープ	一、四四〇本
三等	学童用こもりがさ	三、六〇〇本
四等	葉書入れ(手箱型)	七、二〇〇本
五等	便せん封筒組合せ	五四、〇〇〇本
六等	記念切手	三、六〇〇、〇〇〇本
計		三、六六六、六一八本

- 六、お年玉の交付の期日
昭和二十五年二月一日から同年七月三十一日まで
- 七、くじに当つた番号の公示
くじに当つた番号及びお年玉の種類は、官報で公示する。
- 八、当せん番号の届出を必要としないもの
- 五、に掲げる六等のお年玉は、お年玉として贈の金品の支拂又は交付の手續に関する省令（昭和二十四年郵政省令第二十二号）第一條第一項の規定による届出を必要としないものとする。

昭和二十四年十二月十日印刷
昭和二十四年十二月二十日發行

發行者 郵政大臣官房文書課
印刷者 資材部印刷工場





國立國會圖書館
25. 2. 8
部

終